

田代小学校の閉校式を開催します

田代小学校は、3月末日で、106年の歴史に幕を閉じることとなり、次のとおり閉校式を開催します。出席を希望される人は、会場等の都合上、事前にご連絡ください。



日時 3月18日(月) 10:30~
場所 田代小学校屋内運動場

連絡・問合せ先 教育総務課 (☎0837(52)5260)

休日窓口を開設します

市では、住民異動の多い時期に合わせ、行政サービス向上の一環として次のとおり休日窓口を開設します。

開設日時 **3月31日(日)** 9:00~15:00

開設窓口・取扱業務

■本庁

- 市民課 (☎0837(52)5230)
戸籍関係の証明、戸籍の届出、住民基本台帳関係の証明、住民異動届(転入・転居・転出など)の受付、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の手続業務
- 地域福祉課 (☎0837(52)5228)
乳幼児医療助成制度、児童手当の手続業務
- 税務課 (☎0837(52)5234)
税務証明書の発行業務(市民税関係の所得・課税証明書)
- 収納対策課 (☎0837(52)5235)
税務証明書の発行業務(納税証明書)

■総合支所

- 美東総合支所市民福祉課 (☎08396(2)5004)
- 秋芳総合支所市民福祉課 (☎0837(62)1910)
戸籍関係の証明、戸籍の届出、住民基本台帳関係の証明、住民異動届(転入・転居・転出など)の受付、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の手続業務、乳幼児医療助成制度、児童手当の手続業務、税務証明書の発行業務(市民税関係の所得・課税証明書、納税証明書)

■教育委員会事務局

- 学校教育課 (☎0837(52)1118)
小中学校の転校手続



平成25年度から 国民健康保険の保険税率が 変わります

国民健康保険制度は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者が保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

市の国保財政は、加入者の高齢化や医療技術の高度化等による医療費の増加、長引く経済不況等により大変厳しい状況となっていることから、保険税の見直しを行い、昨年の12月議会の議決を経て、次表のとおり改定することとなりました。

国民健康保険加入者の皆さんには、美祢市国民健康保険の現状をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

区分		現行	改定
医療分	所得割	6.2%	8.0%
	資産割	15.9%	20.4%
	均等割	20,000円	25,400円
	平等割	22,000円	28,000円
支援分	所得割	1.7%	2.6%
	資産割	4.1%	6.4%
	均等割	5,000円	8,000円
	平等割	6,000円	8,800円
介護分	所得割	1.8%	2.8%
	資産割	5.5%	7.2%
	均等割	6,400円	9,000円
	平等割	5,400円	8,000円

問合せ先 市民課 (☎0837(52)5231)

3月は自殺対策強化月間です

自殺は身近にある問題です。自殺を社会全体で防ぎましょう。

みんなで自殺を防ぐためのヒント

「気づき」…家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

「傾聴」…本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

「つなぎ」…早めに相談機関に相談するようすすめる

「見守り」…温かく寄り添いながらじっくりと見守る

問合せ先 健康増進課 (☎0837(53)0304)

やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度のお知らせ

この制度は、障害者や高齢者などで車の乗降が困難な人のために、公共施設や店舗などに専用の駐車場を確保し、利用証が交付された人の利便性を高めるため創設された山口県制度です。

中国・四国・九州地方のほか、各県でも同様の制度の利用が開始されていますので、県外へ外出された時の利用も可能です。

●対象

- 障害、高齢、難病等により、駐車場の利用に配慮が必要な人
- けが、妊産婦など一時的に、駐車場の利用に配慮が必要な人

●利用証の交付・返還

- 交付・返還窓口 地域福祉課、各総合支所市民福祉課、保健センター、美祢市社会福祉協議会各地域福祉センター
- 申請時に持参するもの 身体障害者手帳や療育手帳、母子健康手帳など
※申請に必要な書類があります。詳しくは利用証交付窓口へ問い合わせください。
- 利用証の返還 けが、妊産婦などで、有効期限のある利用証の交付を受けた人は、有効期限経過後、速やかに窓口へ返還してください。



やまぐち障害者等専用駐車場



この駐車場は「やまぐち障害者等専用駐車場（利用証）」を所持の方が利用できます。

山口県

申請・問合せ先 地域福祉課 [☎0837(52)5228]

固定資産課税台帳の閲覧及び土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

問合せ先 税務課 [☎0837(52)5234]

詳しい閲覧・縦覧方法は次のとおりです。ご不明な点は税務課固定資産税係まで問い合わせください。

固定資産課税台帳の閲覧について

この制度は、主に納税義務者が固定資産課税台帳により、自己の資産について課税内容を確認できる制度です。

固定資産の売買・相続・家屋の新築・増築・取り壊しを行った人、土地の現況が変わった人、土地改良事業の換地処分終了の土地所有者及び地籍調査登記完了の土地所有者など、ご自分の資産について確認されたい人は、次の要領で閲覧できます。

※納税者には、納付書と同時に固定資産課税明細書を送付しますので、この明細書でも確認することができます。

閲覧開始日 4月1日(月) (土・日・祝を除く) ※4月1日(月)～30日(月)まで手数料は無料です。

閲覧時間 8:30～17:15

閲覧場所 税務課、美東・秋芳総合支所及び各出張所

※本庁、美東・秋芳総合支所及び全ての出張所で固定資産課税台帳(写)の発行が可能です。

閲覧できる人 ①納税者、②納税義務者、③納税管理人、④納税者と同居の親族(確認が必要となります。また、納税者と別居している親族は委任状が必要です。様式は市ホームページからダウンロードできます)、⑤借地人及び借家人(確認が必要となります。当該権利の目的である土地又は家屋について記載された部分のみ閲覧)、⑥納税者から委任を受けた人(必ず委任状を持参してください。)、⑦固定資産の処分をする権利を有する一定の人(法の定めによる管理人・管財人など。当該権利の対象となる固定資産について記載された部分のみ閲覧)、⑧賦課期日(1月1日)以後の新所有者

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

この制度は、納税者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。縦覧を希望される人は次の要領で縦覧ができます。

縦覧期間 4月1日(月)～30日(月) (土・日・祝を除く)

縦覧時間 8:30～17:15

縦覧場所 美祢地域分→税務課、美東地域分→美東総合支所、秋芳地域分→秋芳総合支所(各出張所では縦覧できません。)

縦覧できる人 ①納税者、②納税者から委任を受けた人(必ず委任状を持参してください。)、③納税者と同居の親族及び納税管理人(確認のため納税通知書・課税明細書などを持参してください。)

※納税者と別居している親族は委任状が必要です。

※縦覧できる人かどうかを確認するため、納税通知書・課税明細書又は運転免許証など、本人確認できるものを窓口でご提示いただきますので、ご協力をお願いします。

縦覧方法 ①窓口備え付けの縦覧整理票に必要事項を記入し、提出してください。②土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の記載事項は、複写はできませんのであらかじめご了承ください。メモを取る場合は、備え付けのメモ用紙をお願いします。③ご本人所有の土地や家屋以外の評価の内容については、個人情報保護の観点から詳細に説明することはできませんので、あらかじめご了承ください。④縦覧期間経過後は、開示することはできません。

